明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

四、減少する優先資本金の額
　初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後の(A)当社の維持・運営にかかる債務の支払、(B)各種積立金の積立て、(C)利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除したもの（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五〇、〇〇〇円の整数倍とならない場合には直近の五〇、〇〇〇円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として計算した金五二、五五〇、〇〇〇円。
五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
　当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
　優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は、一、〇五一口である。A号優先出資については五二八口、B号優先出資については五二三口を消却する。
六、優先出資の消却の方法
　消却金額は一口につき金五〇、〇〇〇円とし、下記の計算式に基づいて全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

各優先出資社員の保有口数 × 減資消却可能額（円） / 50,000（円） / 優先出資の発行済総口数 ＝ 各優先出資社員の消却口数（小数点第一位を四捨五入）

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額
　金五二、五五〇、〇〇〇円（うち、A号優先出資については二六、四〇〇、〇〇〇円、B号優先出資については二六、一五〇、〇〇〇円）
八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。
　平成二十一年九月十日
　東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
　ケーエージー・ヒロシマ・インベストメント特定目的会社
　代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

　当社は平成二十一年十月一日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。
一、優先資本金の額の減少をする目的
　特定社債の発行等により生じた金銭を、資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資の払戻しとして優先出資者に交付するため。
二、優先資本金の額の減少をする要件
　ある事業年度（以下「配当不足事業年度」という。）に係る配当可能利益が、A号優先出資普通配当枠の満額の配当を行うのに不足（以下、かかる配当の不足額を「配当不足額」という。）すること。
三、優先資本金の額の減少をする時期
　配当不足事業年度に係る定時社員総会の終結後に遅滞なく行う。
四、優先資本金の減少の額
　金百六十五万円
五、消却する優先出資の種類及び口数
　A号優先出資、三十三口
六、消却の方法
　買入消却とする。すなわち、取締役が決定する優先資本金の減少額を、買入を希望するA号優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で買入消却する。
七、消却に要する金額
　金百六十五万円
八、減少の対象となる優先出資の種類
　A号優先出資
　平成二十一年九月十日
　東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
　ライズ・プロパティ特定目的会社
　取締役　鄭　武壽

取消公告

　平成二十一年八月二十六日（号外第一八二号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみ取消します。
　平成二十一年九月十日
　埼玉県北葛飾郡栗橋町小右衛門一一七番地
　（甲）株式会社ウチコン
　代表取締役　内海　裕幸
　埼玉県北葛飾郡栗橋町大字小右衛門一三一番地
　（乙）株式会社ウチコン
　代表取締役　内海　勝正

正誤

ページ	段	行	誤	正
九四	下	終りから一二〇	「から12まで」に改める	「から12まで」に「第5の1」を「第5」に改める
九五	〃	終りから九	別表第1の5のイ及びロ	別表第1の5のイからハまで及び注以外の部分中「来養管理体制加算」を「来養十配置加算」に改め、同5のイ及びロ
〃	〃	終りから二二	この2	以下この2
〃	〃	終りから三	別表第1の5のイ及びロ	別表第1の5のイからハまで及び注以外の部分中「来養管理体制加算」を「来養十配置加算」に改め、同5のイ及びロ
一〇〇	〃	〃	この2	以下この2
一〇一	〃	〃	「444単位」に改め	「444単位」に
九五	〃	〃	以下この2	
九六	〃	〃	「444単位」に	
一〇一	上	終りから六	ロに「11単位」	ロを「18単位」
〃	下	一五	イを算定	イ(1)又はロ(1)を算定
一〇二	〃	終りから一〇	別表第5の1中「重症心身障害児施設給付費（1日につき）」を「1重症心身障害児施設給付費（1日につき）」に、	
〃	〃	終りから一〇	別表第5中「重症心身障害児施設給付費（1日につき）」を「1重症心身障害児施設給付費（1日につき）」に	
同日（同号外）			厚生労働省告示第百八十二号（障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）（原稿誤り）	
一〇三	上	終りから一六	同2（注6部分を除く。）を	同2の注以外の部分を
〃	下	三	厚生労働大臣が定める	厚生労働大臣が定める基準の
同日（同号外）			厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件）（原稿誤り）	
一〇四	上	終りから二	利用者	利用者（障害児を除く。）
〃	下	二五	から(8)まで	又は(7)及び(8)
一〇五	上	〃	一～二	（障害児を除く（障害児を除く。以下同じ。）の。）の
〃	〃	終りから三	第五条第二項に規定により	第五条第二項の規定により
〃	下	四	から(9)まで	又は(8)及び(9)
同日（同号外）			厚生労働省告示第百八十七号（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件）（原稿誤り）	
一〇六	上	二	一八行目は次のとおりの誤り。	

　第四号中「注5」を「注11」に改め、同号イ中「第百十五条第二項」を「第百十五条第一項又は第二項」に改め、同号イの表の上欄に次のように加える。

(3)　指定障害福祉サービス基準第百十五条第三項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所　過去三月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第百二十三条に規定する運営規定に定められている利用定員（以下この(3)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合

(一)　利用定員が五十人以下の指定短期入所事業所　一日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(二)　利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所　一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合

◉号外　九月十日付第一九五号六四　ページ●同日付政府調達第一六八号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）